



発行 新潟県

**第 24 号**

令和5年3月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 12 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 13 新潟県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 14 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則（創業・イノベーション推進課）
- 15 新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

訓 令

- 3 新潟県職員服務規程の一部改正（人事課）
- 4 新潟県職員き章はい用規程の一部改正（人事課）

告 示

- 329 指定管理者の指定（地域医療政策課）
- 330 知事指定薬物の指定の失効（感染症対策・薬務課）
- 331 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（創業・イノベーション推進課）
- 332 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（創業・イノベーション推進課）
- 333 指定管理者の指定（観光企画課）
- 334 保安林の指定予定（治山課）
- 335 基本測量の実施通知（監理課）
- 336 基本測量の終了通知（監理課）
- 337 公共測量の終了通知（監理課）
- 338 建設業法による許可の取消し（監理課）

公 告

一般競争入札の実施（税務課）

病院局管理規程

- 2 新潟県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 3 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 4 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 5 新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 7 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 8 新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 9 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局経営企画課）

企業局管理規程

- 1 新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程（企業局総務課）
- 2 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

企業局訓令

- 1 新潟県企業局事務決裁規程（企業局総務課）

人事委員会規則

- 2-119 新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 2-120 新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則（人事委員会事務局総務課）

**人事委員会訓令**

- 1 新潟県人事委員会事務局事務決裁規程の一部改正（人事委員会事務局総務課）

**人事委員会告示**

- 1 口頭により開示請求をすることができる個人情報に関する告示の廃止（人事委員会事務局総務課）

**監査委員告示**

- 1 新潟県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正（監査委員事務局）

**教育委員会告示**

- 3 新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部改正（義務教育課）
- 4 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正（義務教育課）
- 5 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部改正（高等学校教育課）
- 6 新潟県立学校臨時職員取扱規程の一部改正（高等学校教育課）

**佐渡海区漁業調整委員会指示**

- 1 かご漁業の制限（佐渡海区漁業調整委員会）
- 2 まき餌釣りの制限（佐渡海区漁業調整委員会）
- 3 小規模増殖場における採捕禁止（佐渡海区漁業調整委員会）
- 4 大規模増殖場における採捕禁止（佐渡海区漁業調整委員会）

**収用委員会告示**

- 1 新潟県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止（収用委員会）

**公安委員会規則**

- 5 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）
- 6 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則（交通指導課）
- 7 新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則（警察本部広報広聴課）

**警察本部告示**

- 21 新潟県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止（警察本部広報広聴課）

**正 誤**

- 令和5年2月3日付け県報第9号人事委員会規則第6-1894号中（人事委員会事務局総務課）

規 則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第12号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成25年新潟県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第12条</b> 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>国家公務員法第81条の6第1項</u>の規定により退職した場合（同法第81条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）若しくは地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p><b>第12条</b> 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>国家公務員法第81条の2第1項</u>の規定により退職した場合（同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）若しくは地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第13号**

新潟県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県化製場等に関する法律施行細則（昭和59年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（許可を与えない場所）</p> <p><b>第6条</b> 法第4条第3号（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所は、次の各号に掲げる施設の敷地から300メートル以内の場所とする。ただし、知事が土地の状況又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の業態等により特に認めた場所については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第2条第1項</u>に規定する博物館及び同法<u>第31条第2項</u>に規定する指定施設</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>（許可を与えない場所）</p> <p><b>第6条</b> 法第4条第3号（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所は、次の各号に掲げる施設の敷地から300メートル以内の場所とする。ただし、知事が土地の状況又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の業態等により特に認めた場所については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第2条</u>に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(5)～(9) (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第14号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正前部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																												
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 械 器 具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 測定試験機器</td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 万能材料試験機 <u>(恒温槽を使用しない場合)</u></td> </tr> <tr> <td>(5) <u>万能材料試験機(恒温槽を使用する場合)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(6)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(7)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(8)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(9)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(10)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(11)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(12)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(13)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(14)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(15)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(16)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(17)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(18)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(19)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(20)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(21)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(22)～(82) (略)</td> </tr> <tr> <td>(83) <u>非接触表面形状測定機</u></td> </tr> <tr> <td>(84)～(100) (略)</td> </tr> <tr> <td>(101) <u>デュロメータ(ゴム硬度計)</u></td> </tr> <tr> <td>(102)～(143) (略)</td> </tr> <tr> <td>4 その他</td> </tr> <tr> <td>(1)～(18) (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(19) ファインバブル発生装置</u></td> </tr> <tr> <td><u>(20) ウルトラファインバブル発生装置</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 械 器 具	(略)	3 測定試験機器	(1)～(3) (略)	(4) 万能材料試験機 <u>(恒温槽を使用しない場合)</u>	(5) <u>万能材料試験機(恒温槽を使用する場合)</u>	<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)	<u>(19)</u> (略)	<u>(20)</u> (略)	<u>(21)</u> (略)	(22)～(82) (略)	(83) <u>非接触表面形状測定機</u>	(84)～(100) (略)	(101) <u>デュロメータ(ゴム硬度計)</u>	(102)～(143) (略)	4 その他	(1)～(18) (略)	<u>(19) ファインバブル発生装置</u>	<u>(20) ウルトラファインバブル発生装置</u>	<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 械 器 具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 測定試験機器</td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 万能材料試験機</td> </tr> <tr> <td>(5) (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(6)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(7)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(8)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(9)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(10)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(11)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(12)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(13)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(14)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(15)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(16)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(17)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(18)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(19)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(20)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(21) 糸むら測定装置</u></td> </tr> <tr> <td>(22)～(82) (略)</td> </tr> <tr> <td>(83) <u>三次元構造解析顕微鏡</u></td> </tr> <tr> <td>(84)～(100) (略)</td> </tr> <tr> <td>(101) <u>非接触三次元測定機</u></td> </tr> <tr> <td>(102)～(143) (略)</td> </tr> <tr> <td>4 その他</td> </tr> <tr> <td>(1)～(18) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 器 具	(略)	3 測定試験機器	(1)～(3) (略)	(4) 万能材料試験機	(5) (略)	<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)	<u>(19)</u> (略)	<u>(20)</u> (略)	<u>(21) 糸むら測定装置</u>	(22)～(82) (略)	(83) <u>三次元構造解析顕微鏡</u>	(84)～(100) (略)	(101) <u>非接触三次元測定機</u>	(102)～(143) (略)	4 その他	(1)～(18) (略)
機 械 器 具																																																													
(略)																																																													
3 測定試験機器																																																													
(1)～(3) (略)																																																													
(4) 万能材料試験機 <u>(恒温槽を使用しない場合)</u>																																																													
(5) <u>万能材料試験機(恒温槽を使用する場合)</u>																																																													
<u>(6)</u> (略)																																																													
<u>(7)</u> (略)																																																													
<u>(8)</u> (略)																																																													
<u>(9)</u> (略)																																																													
<u>(10)</u> (略)																																																													
<u>(11)</u> (略)																																																													
<u>(12)</u> (略)																																																													
<u>(13)</u> (略)																																																													
<u>(14)</u> (略)																																																													
<u>(15)</u> (略)																																																													
<u>(16)</u> (略)																																																													
<u>(17)</u> (略)																																																													
<u>(18)</u> (略)																																																													
<u>(19)</u> (略)																																																													
<u>(20)</u> (略)																																																													
<u>(21)</u> (略)																																																													
(22)～(82) (略)																																																													
(83) <u>非接触表面形状測定機</u>																																																													
(84)～(100) (略)																																																													
(101) <u>デュロメータ(ゴム硬度計)</u>																																																													
(102)～(143) (略)																																																													
4 その他																																																													
(1)～(18) (略)																																																													
<u>(19) ファインバブル発生装置</u>																																																													
<u>(20) ウルトラファインバブル発生装置</u>																																																													
機 械 器 具																																																													
(略)																																																													
3 測定試験機器																																																													
(1)～(3) (略)																																																													
(4) 万能材料試験機																																																													
(5) (略)																																																													
<u>(6)</u> (略)																																																													
<u>(7)</u> (略)																																																													
<u>(8)</u> (略)																																																													
<u>(9)</u> (略)																																																													
<u>(10)</u> (略)																																																													
<u>(11)</u> (略)																																																													
<u>(12)</u> (略)																																																													
<u>(13)</u> (略)																																																													
<u>(14)</u> (略)																																																													
<u>(15)</u> (略)																																																													
<u>(16)</u> (略)																																																													
<u>(17)</u> (略)																																																													
<u>(18)</u> (略)																																																													
<u>(19)</u> (略)																																																													
<u>(20)</u> (略)																																																													
<u>(21) 糸むら測定装置</u>																																																													
(22)～(82) (略)																																																													
(83) <u>三次元構造解析顕微鏡</u>																																																													
(84)～(100) (略)																																																													
(101) <u>非接触三次元測定機</u>																																																													
(102)～(143) (略)																																																													
4 その他																																																													
(1)～(18) (略)																																																													

備考 (略)	備考 (略)
--------	--------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第15号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(許可申請書等の添付書類)	(許可申請書等の添付書類)
<b>第23条 (略)</b>	<b>第23条 (略)</b>
2 (略)	2 (略)
3 省令第10条の4の10第1項第4号及び省令第10条の4の13第1項第3号の規定により規則で定める図書又は書面は、第1項に規定する図書（付近見取図及び配置図を除く。）及び書面とする。	3 省令第10条の4の5第1項第4号及び省令第10条の4の8第1項第3号の規定により規則で定める図書又は書面は、第1項に規定する図書（付近見取図及び配置図を除く。）及び書面とする。
4 (略)	4 (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



◎新潟県訓令第3号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項及び別記様式の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(勤務時間等)</p> <p><b>第5条</b> 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）の勤務時間及び休憩時間の割振りは、別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休業等)</p> <p><b>第10条の2</b> (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p><u>12 地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書（別記第6号様式の13）を所属長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>13 職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年新潟県条例第30号）第6条に規定する休業時間の延長の申出は、高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書（別記第6号様式の14）を所属長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><b>第6号様式の12</b> (略)</p> <p><b>第6号様式の13</b>（第10条の2関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>所属長 様</p> <p style="text-align: right;">職名 氏名</p> <p style="text-align: center;">高齢者部分休業承認申請書</p> <p>地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">申 請 事 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休業開始希望日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>休業申請時間</td> <td style="text-align: center;">午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 「申請事由」欄には、高齢者部分休業を申</p>	申 請 事 由		休業開始希望日	年 月 日	休業申請時間	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	備 考		<p>(勤務時間等)</p> <p><b>第5条</b> 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）の勤務時間及び休憩時間の割振りは、別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休業等)</p> <p><b>第10条の2</b> (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p><b>第6号様式の12</b> (略)</p>
申 請 事 由									
休業開始希望日	年 月 日								
休業申請時間	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分								
備 考									

請する理由を具体的に記入すること。

2 休業申請時間が正規の勤務時間の始め又は  
終わりでない場合は、その内容、理由等を「備  
考」欄に記入すること。

3 休業申請時間は、1日を通じて2時間（部  
分休業、介護時間又は育児休暇を承認されて  
いる職員にあつては、2時間からこれらの承  
認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を  
超えない範囲で必要な時間を記入すること。

**第6号様式の14**（第10条の2関係）

年 月 日

所属長 様

職名 氏名

高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書  
職員の高齢者部分休業に関する条例第6条の規  
定により高齢者部分休業の休業時間の延長の承認  
を申請します。

記

申請事由	
休業時間延長 開始希望日	年 月 日
休業申請時間	現に承認を受けている休業時間
	午前 時 分～ 時 分
	午後 時 分～ 時 分
	延長後の休業時間
	午前 時 分～ 時 分
	午後 時 分～ 時 分
備考	

注1 「申請事由」欄には、休業時間の延長を申  
請する理由を具体的に記入すること。

2 休業申請時間が正規の勤務時間の始め又は  
終わりでない場合は、その内容、理由等を「備  
考」欄に記入すること。

3 休業申請時間は、1日を通じて2時間（部  
分休業、介護時間又は育児休暇を承認されて  
いる職員にあつては、2時間からこれらの承  
認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を  
超えない範囲で必要な時間を記入すること。

**附 則**

改正後の新潟県職員服務規程の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員について準用する。



◎新潟県訓令第4号

本 地 域 機 関  
 病 院 局  
 企 業 局  
 教 育 庁  
 議 会 事 務 局  
 人 事 委 員 会 事 務 局  
 監 査 委 員 事 務 局  
 労 働 委 員 会 事 務 局  
 警 察 本 部  
 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局  
 新 潟 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局  
 佐 渡 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局

新潟県職員き章はい用規程（昭和58年3月新潟県訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の範囲) <b>第2条</b> この規程において「職員」とは、新潟県に勤務する常勤の特別職又は一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。	(職員の範囲) <b>第2条</b> この規程において「職員」とは、新潟県に勤務する常勤の特別職又は一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

附 則

改正後の新潟県職員き章はい用規程の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員について準用する。



◎新潟県告示第329号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県立燕労災病院
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市中央区新光町4番地1  
一般財団法人新潟県地域医療推進機構
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
- 4 指定年月日  
令和5年3月22日

◎新潟県告示第330号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]フラン-2-カルボキシアミド(通称名: para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F)及びその塩類
- (2) N-エチル-N-メチルトリプタミン(通称名: MET)及びその塩類
- (3) (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド(通称名: 1V-LSD)及びその塩類
- (4) 1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン(通称名: 3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和5年3月20日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第331号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額(令和4年3月新潟県告示第347号)を次のとおり改め、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

試験、検査等の種類			手数料の額		
			単位	金額	
1 分析	(1) 定性分析	繊維及び付着物	1 試料 1 成分	5,520円	
	(2) 定量分析	ア 金属	(ア) 鉄鋼	1 試料 1 成分	4,780円
			(イ) 非鉄金属	〃	7,810円
		イ 繊維及び付着物	1 試料 1 成分	6,380円	
		ウ 溶液	1 試料 1 成分	4,000円	
		エ 窯業材料(鋳物砂、耐火材料、鉱石、粘土、研磨剤、砂及び砂状物に限る。)	1 試料 1 成分	8,340円	
		オ 硫酸銅試験又は亜鉛付着量試験	1 試料 1 測定	8,540円	
		カ ホルマリン試験	(ア) 抽出による場合	1 試料 1 成分	6,420円
			(イ) ホルムアルデヒド放散量測定	1 試料	7,950円
	キ 試料調整	(ア) 硫酸銅試験	1 試料	4,500円	
		(イ) その他	〃	7,100円	
	(3) 機器分析	ア 機器による定性分析又は定量分析	(ア) エックス線回折試験	1 試料 1 測定	8,350円
			(イ) 赤外分光分析	a マッピング測定を行わない場合	〃
b マッピング測定を行う場合				〃	15,190円
(ウ) 蛍光エックス線分析				〃	6,090円
a 定性分析			〃	6,090円	
b 定量分析			1 試料 3 成分	2,670円	

		(エ) エックス線マイクロアナライザー分析 a 定性分析 b マッピング及びプロファイル (オ) プラズマ発光分光分析 (カ) イオンクロマトグラフィーによる定量分析 (キ) ガスクロマトグラフ質量分析 a 液体注入法 b 熱分解法 c 加熱脱着法 d ヘッドスペース法 e MS/MS法による分析の追加 f 質量スペクトルの解析の追加 (ク) 炭素硫黄分析 (ケ) ラマン分光分析 a マッピング測定を行わない場合 b マッピング測定を行う場合 (コ) エックス線光電子分析	1 試料 1 測定 1 試料 1 成分 1 成分増すごとに 1 試料 1 成分 " 1 成分増すごとに 1 試料 1 測定 " " " 1 試料 1 測定 3 親イオンまで 1 親イオン増すごとに 1 試料 3 成分まで 1 成分増すごとに 1 試料 1 成分 1 試料 1 測定 " " 1 試料 1 測定 1 層	9,490円 5,690円 2,780円 10,170円 4,790円 820円 15,640円 23,840円 24,360円 26,040円 31,280円 15,360円 5,240円 1,490円 6,100円 4,140円 14,650円 4,420円
		イ 試料調整 (ア) エックス線回折試験 (イ) 赤外分光分析 (ウ) 蛍光エックス線分析 (エ) エックス線マイクロアナライザー分析 (オ) プラズマ発光分光分析 a アルカリ融解を行う場合 b その他の溶解を行う場合 (カ) ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料 " " " " " " " "	3,030円 9,490円 4,620円 3,000円 12,300円 4,220円 6,760円
2 測定	(1) 機械的測定	ア 寸法又は形状の測定 (ア) 寸法の測定  (イ) 点群又は形状曲線の測定  (ウ) 点群からの寸法算出の追加 イ 真円度の測定 ウ 表面粗さの測定 エ ストレインメータによるひずみ量荷重の測定 オ 残留応力測定 カ エックス線による透過試験 キ トルクの測定 ク 張力の測定	1 試料 1 固定 5 箇所まで 1 箇所増すごとに 1 固定30分まで 30分増すごとに 1 箇所 1 試料 1 断面 1 試料 5 箇所まで 1 箇所増すごとに 1 試料 3 箇所 1 測定 1 試料 5 箇所 1 試料 1 試料	4,220円 540円 4,240円 1,360円 2,340円 4,160円 3,180円 550円 5,480円 4,160円 4,190円 5,620円 6,280円

	ケ 振動の測定	1 測定	4,160円
	コ 圧力の測定	1 試料	4,160円
	サ 回転数の測定	1 試料	2,830円
	シ 粘度測定試験	1 試料	4,170円
	ス エックス線CT試験	1 時間まで 1 時間を超え 1 時間増すごとに	10,840円 6,700円
(2) 電氣的測定	ア 電圧、電流、抵抗又は電力の測定	1 試料 1 時間	2,860円
	イ 周波数特性、誘電率又は透磁率の測定	1 試料 1 時間	4,360円
	ウ 磁束密度の測定	1 試料	2,830円
	エ 雑音端子電圧、伝導妨害波又は雑音電力の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	4,390円
	(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	7,800円
	(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	24,280円
	オ 放射電界強度の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	4,550円
	(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	8,050円
	(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	24,280円
		カ 騒音の測定	1 測定 1 時間
(3) 光学的測定	ア 顕微鏡試験 (ア) 走査型電子顕微鏡観察 a 元素分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	6,650円 300円
	b 元素分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	9,660円 910円
	(イ) 金属顕微鏡観察	1 断面 3 視野まで 1 断面 3 視野を超え 1 視野増すごとに	7,120円 790円
	(ウ) 実体顕微鏡観察又はデジタルマイクロスコープ観察	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	2,840円 80円
	(エ) 走査型プローブ顕微鏡観察	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに	8,190円 800円
	(オ) レーザー顕微鏡観察	1 試料 3 視野まで	4,170円

		(カ) 電界放出形電子顕微鏡観察 a 元素分析装置を使用しない場合  b 元素分析装置を使用する場合  c EBSD解析の追加 (キ) 顕微鏡による寸法測定	1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに  1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに  1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに  1 時間 1 試料 5 箇所まで 1 試料 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに	800円  14,260円 750円  18,340円 2,250円  9,010円 7,120円 790円
		イ 紫外可視分光測定	1 試料 5 箇所	3,370円
		ウ 測色計による測色又は色差測定	1 試料 5 箇所	2,840円
		エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透過率の測定	1 試料 5 箇所	2,830円
		オ 試料調整 (ア) 走査型電子顕微鏡観察 (イ) 電界放出形電子顕微鏡観察	1 試料 1 断面 //	1,360円 4,200円
	(4) 熱的測定	ア 熱分析 (示差走査熱量分析、示差熱分析又は熱膨張率測定)	1 試料	5,760円
		イ 熱伝導率	1 試料	4,250円
		ウ 温度の測定 (ア) サーモグラフィーによる場合  (イ) その他の場合	1 時間まで 1 時間を超え 1 時間増すごとに  5 箇所 1 時間まで 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに 1 時間を超え 1 時間増すごとに	5,470円 1,330円  3,100円 260円 280円
		エ 熱応力試験	1 試料	4,160円
		オ 試料調整	1 試料	4,170円
3 試験	(1) 強度試験	ア 引張り試験、圧縮試験、抗折試験、曲げ試験又はせん断試験 (ア) 恒温槽を使用しない場合 (イ) 恒温槽を使用する場合	1 試料 //	4,280円 7,610円
		イ 衝撃試験	1 試料	4,160円
		ウ 硬さ試験 (ア) 研磨の必要なもの  (イ) 研磨の不要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに  1 試料 1 断面 3 箇所	3,780円 270円  2,830円

		所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに	260円		
	エ 超微小硬さ試験	1 試料 5 箇所	4,160円		
	オ 疲労試験 (ア) 恒温槽を使用しない場合 (イ) 恒温槽を使用する場合	1 試料 1 時間 "	530円 930円		
(2) 材料性状試験	ア プラスチック又は複合材 (ア) 密度測定 (イ) ガラス含有量測定 (ウ) 接触角測定	1 試料 " "	5,520円 6,810円 4,160円		
	イ 窯業材料又は土石類 (ア) 乾燥収縮率試験 (イ) 焼成収縮率試験 (ウ) 吸水率測定 (エ) 比重測定 (オ) 水分測定 (カ) 粒度測定又は粘土分測定	1 試料 " " " " "	2,860円 4,170円 2,840円 2,840円 2,060円 3,240円		
	ウ 木材物性試験 (密度、含水率、吸湿性及び収縮率に限る。)	1 試料	4,240円		
	エ 繊維 (ア) 加ねん回数試験 (イ) 繊度測定試験 (ウ) 糸検尺試験 (エ) 含水率測定試験 (オ) 原料定性試験 a 物理試験 b 化学試験 (カ) 混紡率試験 a 物理試験 b 化学試験 (キ) 染料の部属試験 (ク) 連続引張試験	1 試料 " 1,000メートル 1 試料 " " 1 試料 1 成分 " 1 試料 "	2,840円 2,840円 2,830円 3,690円 4,210円 5,020円 5,670円 6,500円 4,210円 5,480円		
	オ 粒度分析	1 試料	6,400円		
	カ 試料調整 (ア) プラスチック又は複合材 (イ) 窯業材料又は土石類	1 試料 "	4,170円 4,400円		
	(3) 加工特性試験	ア 金属材料の成形性試験	1 試料	7,340円	
		イ 繊維 (ア) 抱合力試験又は糸平滑性試験 (イ) 巻縮率試験又は弾性率試験 (ウ) 編目長試験又は織縮率試験 (エ) 精練漂白試験又は浸染試験	1 試料 " " "	4,140円 3,480円 2,830円 2,890円	
		(4) 電気試験	ア 絶縁耐圧試験	1 試料	2,040円
			イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験 (ア) 電波暗室 (登録) を使用しない場合 (イ) 3メートル電波暗室 (登録) を使用する場合	1 試料 1 時間 "	4,400円 7,850円

		(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	24,280円
(5) 表面処理試験	ア	膜厚試験		
	(ア)	顕微鏡による試験	1 試料 1 箇所 1 成分	7,120円
	(イ)	蛍光エックス線膜厚測定	〃	4,670円
	イ	密着性試験	1 試料 1 箇所	4,140円
	ウ	試料調整	1 試料	2,960円
(6) 塗装試験		硬さ、密着又は耐摩耗試験	1 試料	5,300円
(7) 耐食試験	ア	塩水噴霧試験	1 試料 1 時間	280円
	イ	試験中の試料状態の記録	1 回	1,310円
	ウ	試料調整	1 試料	2,960円
(8) 耐候性試験	ア	恒温恒湿槽を使用する場合	1 バッチ 1 時間	320円
	イ	ビルトインチャンバーを使用する場合	1 バッチ 1 時間	990円
	ウ	サンシャインウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	710円
	エ	キセノンウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	1,290円
	オ	カーボンアーク灯光による耐光試験		
	(ア)	照射10時間以下	1 試料	250円
	(イ)	照射10時間を超え20時間以下	〃	400円
	(ウ)	照射20時間を超え40時間以下	〃	680円
	(エ)	照射40時間を超え100時間以下	〃	1,540円
	カ	試験中の試料状態の記録	1 回	1,310円
キ	試料調整	1 試料	2,850円	
(9) 耐久性試験	ア	熱衝撃試験	1 バッチ 1 時間	650円
	イ	加速寿命試験	1 バッチ 1 時間	170円
	ウ	振動衝撃試験	1 試料 1 時間	2,890円
(10) 製品性能試験	ア	家具		
	(ア)	繰返し衝撃試験	1 試料4,000回	5,280円
	(イ)	繰返し開閉試験	1 試料10,000回	4,200円
	(ウ)	繰返し荷重試験	1 試料50回	4,200円
	イ	窯業製品(冷凍融解試験)	1 バッチ 1 時間	330円
	ウ	繊維製品		
	(ア)	風合試験	1 試料	8,130円
	(イ)	毛羽測定試験	〃	2,840円
	(ウ)	通気性試験又は保温度試験	〃	4,160円
	(エ)	燃焼性試験		
	a	ドライクリーニングを要する場合	〃	5,480円
	b	ドライクリーニングを要しない場合	〃	4,160円
	(オ)	摩擦溶融試験	〃	4,140円
	(カ)	引き裂き強度試験、防すう度試験又は破裂試験	〃	4,150円
	(キ)	収縮度試験、摩耗試験(ニット)又は水分平衡質量試験	〃	4,250円
(ク)	滑脱抵抗力試験又は剥離試験	〃	4,750円	
(ケ)	耐水度試験又ははつ水度試験	〃	2,830円	





令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

機 械 器 具	貸付料の額 (1時間につき)
1 金属加工機械	
(1) 旋盤	1,740円
(2) フライス盤	1,580円
(3) 試料切断機	1,740円
(4) 試料研磨機	1,590円
(5) プレス機	2,630円
(6) ボール盤	1,530円
2 繊維加工機械	
(1) のり付け試験機	1,800円
(2) 高温染色試験機	1,640円
(3) 染色用ソフト巻機	1,540円
(4) 検ねん機	1,540円
(5) 意匠ねん糸機	1,770円
(6) 織機	1,900円
(7) 無縫製編機	1,730円
(8) 後加工用絞り機	1,390円
3 測定試験機器	
(1) 万能投影機	1,540円
(2) 金属顕微鏡	1,540円
(3) 硬さ計	1,540円
(4) 万能材料試験機 (恒温槽を使用しない場合)	1,660円
(5) 万能材料試験機 (恒温槽を使用する場合)	2,370円
(6) 形状粗さ測定機	1,580円
(7) 恒温恒湿槽	290円
(8) 三次元座標測定機	1,660円
(9) 工具顕微鏡	1,580円
(10) 真円度測定機	1,540円
(11) 高速度ビデオ装置	1,820円
(12) フィールドバランスー	1,540円
(13) ビルトインチャンバー	930円
(14) 炭素硫黄分析装置	1,860円
(15) EMC試験システム	2,010円
(16) X線マイクロアナライザー	1,680円
(17) I C I型メース試験機	1,540円
(18) p H・ORPメータ	1,520円
(19) X線回折装置	1,630円
(20) X線残留応力測定装置	1,540円
(21) 圧電型動力計	1,540円
(22) インピーダンス測定装置	1,540円
(23) オシロスコープ	1,550円
(24) 分光測色計	1,530円
(25) 屈折率計	1,540円
(26) 蛍光X線分析装置	1,590円
(27) 毛羽試験機	1,540円
(28) 測色計	1,520円
(29) 磁気測定器 (磁束計)	1,530円

(30)	分光光度計	1,540円
(31)	実体顕微鏡(デジタルマイクロスコープ)	1,550円
(32)	自動強伸度試験機	1,540円
(33)	データロガー	1,540円
(34)	衝撃試験機	1,540円
(35)	落球衝撃試験機	1,540円
(36)	スペクトラムアナライザー	1,640円
(37)	静電気測定器	1,530円
(38)	騒音計	1,520円
(39)	摩擦堅ろう度試験機	1,550円
(40)	洗濯堅ろう度試験機	1,670円
(41)	走査型電子顕微鏡	1,910円
(42)	張力計	1,540円
(43)	デジタルマルチメータ	1,520円
(44)	デニールコンピュータ	1,540円
(45)	電子分析天びん	1,540円
(46)	電波暗室(次号及び第48号に掲げるものを除く。)	1,570円
(47)	3メートル電波暗室(登録)	2,460円
(48)	10メートル電波暗室(登録)	13,830円
(49)	熱応力測定器	1,540円
(50)	熱画像装置	1,540円
(51)	ネットワークアナライザー	1,880円
(52)	熱分析装置	1,550円
(53)	信号発生器	1,520円
(54)	I C I型ピリングテスター	1,540円
(55)	風合計量測定装置	1,540円
(56)	赤外分光光度計	1,610円
(57)	プラズマ発光分光分析装置	1,810円
(58)	振動計	1,540円
(59)	粒度分布測定装置	1,770円
(60)	ロータップ型標準ふるい器	1,540円
(61)	電力計	1,520円
(62)	疲労試験機(恒温槽を使用しない場合)	420円
(63)	疲労試験機(恒温槽を使用する場合)	820円
(64)	破裂試験機	1,540円
(65)	45° 燃焼性試験機	1,540円
(66)	定温乾燥器	1,570円
(67)	ファイバースコープ	1,520円
(68)	加速寿命試験機	110円
(69)	エキシマ光源照射装置	1,540円
(70)	接触角計	1,540円
(71)	フェライトスコープ	1,540円
(72)	ロータ型粘度計	1,550円
(73)	フォースゲージ	1,530円
(74)	保温性試験機	1,540円
(75)	C C M装置	1,530円
(76)	風速計	1,530円
(77)	自動蒸留試験装置	1,540円
(78)	イオンクロマトグラフ	1,530円

(79) 含水率計	1,520円
(80) X線透視装置	1,570円
(81) 高圧グローブ	1,540円
(82) 光沢度計	1,540円
(83) 非接触表面形状測定機	1,910円
(84) 照度計	1,520円
(85) 織布耐水度試験機	1,520円
(86) 振動試験機	2,110円
(87) 絶縁耐圧試験器	1,530円
(88) 絶縁抵抗計	1,520円
(89) 走査型プローブ顕微鏡	1,570円
(90) 超音波厚さ計	1,520円
(91) 通気性試験機	1,540円
(92) デジタル温度計	1,520円
(93) 電磁膜厚計	1,610円
(94) 透過率測定器(ヘイズ計)	1,520円
(95) 熱衝撃試験機	540円
(96) 熱物性測定装置	1,630円
(97) G-T E Mセル	1,520円
(98) 漏れ電流測定器	1,530円
(99) レーザー顕微鏡	1,550円
(100) レーザーラマン分光光度計	1,520円
(101) デュロメータ(ゴム硬度計)	1,520円
(102) 高圧蒸気滅菌器	1,600円
(103) デジタルトルクレンチ	1,520円
(104) 静電容量型変位計	1,520円
(105) レーザー変位計	1,520円
(106) ウォーターバス	1,560円
(107) 薄膜測定システム	1,530円
(108) ドラフトチャンバー	1,720円
(109) シールド効果評価器	1,550円
(110) 気中パーティクルカウンター	1,530円
(111) 低温恒温水槽	110円
(112) 超音波洗浄器	1,520円
(113) 分光放射輝度計	1,520円
(114) プリズムカプラー式屈折率測定装置	1,530円
(115) デジタルタコメータ	1,520円
(116) 液体クロマトグラフ	1,550円
(117) 酸化窒素ガス染色堅ろう度試験機	1,520円
(118) CNC画像測定機	1,530円
(119) GMサーベイメータ	1,520円
(120) シンチレーションサーベイメータ	1,520円
(121) 摩耗試験機	1,520円
(122) 引裂度試験機	1,520円
(123) 摩擦溶融試験機	1,520円
(124) デジタル測長器	1,520円
(125) スプレーテスター	1,520円
(126) 洗濯試験機	1,620円
(127) 可搬式粗さ計	1,520円

(128) ロードセル	1,520円
(129) 薄膜硬度計	1,540円
(130) 3Dスキャニングシステム	1,700円
(131) マイクロフォーカスX線CT装置	5,600円
(132) 高温用エリクセン試験機	1,670円
(133) 電流プローブ	1,520円
(134) 柔軟度試験機	1,520円
(135) 電子負荷	1,550円
(136) 抱合力試験機	1,520円
(137) 多連型乾熱試験機	1,540円
(138) ラローズ法吸水性測定装置	1,520円
(139) 紫外線鑑別器	1,520円
(140) 保護導通試験器	1,520円
(141) 織物摩耗試験機	1,630円
(142) 繊維厚さ測定器	1,530円
(143) 非接触ひずみ測定システム	2,240円
4 その他	
(1) デザインCADシステム	1,570円
(2) 直流電源	1,540円
(3) 交流安定化電源	1,660円
(4) 電気マッフル炉	1,610円
(5) クリーンベンチ	1,540円
(6) 標準光源装置	1,570円
(7) 真空ポンプ	1,520円
(8) 真空デシケータ	1,520円
(9) マスクアライナー	1,550円
(10) スピンコーター	1,530円
(11) ホットプレート	1,530円
(12) 真空乾燥器	1,540円
(13) ロータリエバポレータ	1,520円
(14) 遠心分離器	1,550円
(15) ディープラーニング用コンピュータ	1,570円
(16) パルスドキセノン殺菌装置	1,960円
(17) ナノインプリント装置	1,590円
(18) 遠隔操作システム	100円
(19) ファインバブル発生装置	1,530円
(20) ウルトラファインバブル発生装置	1,610円

## ◎新潟県告示第333号

地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟ふるさと村アピール館
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市中央区万代三丁目1番1号  
ガタフル創生委員会  
構成員：株式会社BSNウェーブ  
株式会社日建緑地

株式会社エヌエスアイ

- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定年月日  
令和5年3月22日

---

◎新潟県告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県村上市荃太字久保田1797の2、1797の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

◎新潟県告示第335号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

---

◎新潟県告示第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 令和4年4月12日から令和5年2月16日まで
- 3 作業地域 新潟県三条市、村上市、五泉市、東蒲原郡阿賀町内

---

◎新潟県告示第337号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（水準測量及び数値図化）
- 2 作業期間 令和4年6月24日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県小千谷市真人町地内

## ◎新潟県告示第338号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和5年1月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社神田エンジニアリング  
須貝 義規
- 3 主たる営業所の所在地  
新発田市新富町3-6-4
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-30）第12430号
- 5 処分の内容 解体工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和5年1月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和5年1月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社高館組  
高館 徹
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市西本町2-1-5
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（特-4）第10125号
  - 5 処分の内容 さく井工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和5年1月27日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社アドバンスサービス  
帆刈 友一
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市鏡町8-20
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第43480号
  - 5 処分の内容 管工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年1月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和5年2月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
北陸開発株式会社  
諸橋 正則
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市川崎4-342
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第16987号

- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年2月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年2月6日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
仲山建築  
仲山 堅
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市南区吉江379-5
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第43208号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年2月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年2月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
神建C・ハウジング  
神林 繁男
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市錦町5-6
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第42092号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年2月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年2月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
宮川建築  
宮川 保夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市大字上吉野871
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第27172号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年1月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和5年2月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
齊藤コーポレーション  
齊藤 敏
  - 3 主たる営業所の所在地
-

佐渡市畑野甲308

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第44230号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和5年2月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社テクノナガイ

曾我 賢一

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区白新町2-2-15

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-1)第3188号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和5年2月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

五十嵐建築

五十嵐 敏雄

3 主たる営業所の所在地

燕市分水東学校町2-8-10

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41356号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和5年2月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社宮作

宮本 慶太

3 主たる営業所の所在地

村上市片町4-12

4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第20710号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和5年2月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名



上川住宅資材

阿部 孝司

3 主たる営業所の所在地

東蒲原郡阿賀町平堀1276-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41187号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和5年2月20日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社天野建築

天野 卓

3 主たる営業所の所在地

新潟市秋葉区小口237-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第26252号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和5年2月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社日進住研

岩崎 多加志

3 主たる営業所の所在地

長岡市宮関4-9-14

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45695号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和5年2月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社フタバ建設

石倉 茂雄

3 主たる営業所の所在地

三条市長嶺甲245

4 許可番号 新潟県知事許可(特-3)第21150号

5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和5年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県税務総合オンラインシステム用パーソナルコンピュータ等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称

新潟県税務総合オンラインシステム用パーソナルコンピュータ等の賃貸借

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和5年12月28日（木）

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

## (1) 交付期間

令和5年3月28日（火）から令和5年4月7日（金）まで、新潟県総務部税務課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/zeimu/230515zeimuonline-pc-tintaisyaku.html>

## (2) 問合せ等

入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

## (1) 日時

令和5年5月15日（月） 午前10時

## (2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

## 4 本件入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和5年3月28日現在において民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者

イ 令和5年3月28日現在において会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされている者

(3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 本件入札に係る入札説明書（仕様書を含む。）の交付を受けている者であること。

(5) 次の5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) 上記3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(7) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和5年3月28日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び上記4に定める入札に参加する資格があると認められない者は、本件入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和5年4月25日(火) 午後5時まで

イ 提出場所

郵便番号：950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務部税務課県税集中管理室電算管理係

ウ 提出方法

本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送とする。

持参する場合は、提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年5月9日(火)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封入封印の上、上記5(1)イに定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に上記1(1)の調達案件の名称及び上記3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって上記3(1)に定める日の前開庁日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積った契約希望金額(上記1に掲げる新潟県税務総合オンラインシステム用パーソナルコンピュータ等の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に、60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得

た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1項第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 9 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額(上記1に掲げる新潟県税務総合オンラインシステム用パーソナルコンピュータ等の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に60を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1項第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### 10 その他

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製を作成することがある。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

##### (2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

##### (3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

#### 11 Summary

##### (1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Personal computer for Niigata Prefectural Integrated Computer Tax System

##### (2) Time and Place of bidding:

10:00a.m. May 15, 2023

Niigata Prefectural administration Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

##### (3) For more information, contact:

Prefectural Tax Administration Integration Office

Tax Administration Division

Department of General Affairs

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, 950-8570, Japan

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与の額等)	(給与の額等)
<p><b>第2条</b> 職員の給与の額及び支給方法に関しては、別に定めるもののほか、<u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）</u>、<u>職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）</u>、<u>職員の修学部分休業に関する条例（平成17年新潟県条例第8号）</u>、<u>職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年新潟県条例第3号）</u>、<u>職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年新潟県条例第67号）</u>及び<u>職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年新潟県条例第30号）</u>の例による。</p>	<p><b>第2条</b> 職員の給与の額及び支給方法に関しては、別に定めるもののほか、<u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）</u>及び<u>職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）</u>の例による。</p>
2 (略)	2 (略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

第2条 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(移動条を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(移動後条を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(他の条例等との関係)</p> <p><b>第2条</b> 医師等の給与の支給等に関してこの規程に定めのないものについては、別に定めるもののほか、<u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)</u>、<u>職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)</u>、<u>職員の修学部分休業に関する条例(平成17年新潟県条例第8号)</u>、<u>職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年新潟県条例第3号)</u>、<u>職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年新潟県条例第67号)</u>及び<u>職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年新潟県条例第30号)</u>並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。</p> <p>(格付及び給料の支給)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、<u>一般職員給与条例第7条第2項</u>の規定の例によるものとする。</p>	<p>(他の条例等との関係)</p> <p><b>第2条</b> 医師等の給与の支給等に関してこの規程に定めのないものについては、別に定めるもののほか、<u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)</u>。以下「<u>一般職員給与条例</u>」という。)、<u>職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)</u>及びこれらに基づく人事委員会規則の例による。</p> <p>(格付け及び給料の支給)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、<u>前項の規定にかかわらず、第3条の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>3 法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、<u>一般職員給与条例第7条第3項</u>の規定の例によるものとする。</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(格付及び給料の支給)</p> <p><b>第4条 (略)</b></p> <p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「22万3,200円」とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～10 (略)</p> <p><u>11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条及び第6条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">(格付及び給料の支給)</p> <p><b>第4条 (略)</b></p> <p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、22万3,200円とする。</u></p> <p><u>3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第7条第3項の規定の例によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～10 (略)</p>

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(暫定再任用職員の給料月額)
- 2 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程第2条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前



再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「22万3,200円」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

(給料の調整額に関する経過措置)

- 3 職員定年改正条例附則第3条第1項又は第4条第1項の規定により採用された技能労務職員のうち、年齢60年に達した日がこの規程の施行の日前であって、その者に係る調整基本額が8,500円に達しないこととなるものの給料の調整額は、新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程（令和5年病院局管理規程第5号）（以下「改正後の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程」という。）附則第4項の規定の例による。この場合において、同項中「経過措置基準額」とあるのは「8,500円」と、「改正後の規程第2条及び第3条並びに前2項」とあるのは「改正後の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程別表第2備考(2)」とする。

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院局事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び別表の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(調整を行う職及び調整する額)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 <u>職員（次項に掲げる職員を除く。）</u>の給料の調整額は、<u>調整基本額</u>にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u> <u>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第3項により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u> <u>一般職員勤務時間</u></p>	<p>(調整を行う職及び調整する額)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 <u>職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</u>にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</u>とする。</p>

条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員一般職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる額

（端数計算）

**第3条** 前条第2項及び第3項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

（実施に関し必要な事項）

**第4条** （略）

**附 則**

（施行期日等）

1～3 （略）

（一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

4 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは、「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（実施に関し必要な事項）

**第3条** （略）

**附 則**

1～3 （略）

別表第2 (略)

(略)

備考 (1) (略)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員として採用された職員は 6,700円とする。

別表第3 調整基本額表 (第2条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円
10 級	15,600円

イ 医師職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

ウ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円
8 級	12,800円

エ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円
7 級	11,100円

オ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
------	-------

別表第2 (略)

(略)

備考 (1) (略)

(2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の調整基本額は 8,500円とする。

1	級	6,000円
2	級	7,200円
3	級	7,700円
4	級	8,700円
5	級	9,500円
6	級	10,700円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第5条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第4項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第2条第3項及び第4項の規定を適用する。
- 4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。次項において「一般職員給与条例」という。）第14条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和4年改正条例附則第3条第1項又は第4条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第6号。以下この項において「旧条例」という。）第3条に規定する年齢（令和4年改正条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）以後に新たに設置された職及び条例施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が条例施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢）に達した日がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規程第2条及び第3条並びに前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の規程第2条第3項第1号に定める額を、同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。
- 5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「旧法再任用職員」という。）であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。）施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
  - (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和4年改正条例第4条の規定による改正前の一般職員給与条例（以下「旧一般職員給与条例」という。）及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（次号において「改正前の規程」という。）第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
  - (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。）施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員となったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧一般職員給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の

級を基礎として改正前の規程第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなった場合に、それぞれに旧一般職員給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

---

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院局事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p><b>第11条</b> <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員</u>に支給される月額の特務手当の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定による特殊勤務手当の額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u>に支給される月額の特務手当の額は、その額に一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～7 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p><b>第11条</b> <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>に支給される月額の特務手当の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定による特殊勤務手当の額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">(応援診療手当の特例)</p> <p><b>8</b> <u>職員が、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第9条第1項に規定する正規の勤務時間中に市町村が施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定する施設をいう。）以外で実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務に従事したときは、第6条及び特殊勤務手当に関する規則（平成12年人事委員会規則第6-224号）第40条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として応援診療手当を支給する。</u></p> <p><b>9</b> <u>前項の手当の額は、次のとおりとする。</u></p>

職員の区分	手当の額
医師	業務に従事した日1日につき 35,000円（3時間に満たない場合 にあつては、13,000円）
看護師	業務に従事した日1日につき8,000 円（3時間に満たない場合にあつ ては、3,000円）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号）附則第5条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程第11条の規定を適用する。



新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成3年新潟県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第24条の3第3項第1号の額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）別表第1に掲げる職を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>1種 1万2,000円</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>2種及び3種 1万円</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>4種及び5種 8,000円</u></p> <p>(2) <u>新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。） 次に掲げる当該職員の占める職に係る新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>1種 1万1,000円</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>2種及び3種 9,000円</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>4種及び5種 7,000円</u></p>	<p style="text-align: center;">(支給対象職員)</p> <p><b>第2条</b> <u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第24条の3に基づき管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員は、新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）別表第1に掲げる職（病院局長が認める職を含む。）を占める職員とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p><b>第3条</b> 一般職員給与条例第24条の3第3項第1号の額は、<u>前条に規定する職員の占める職に係る新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>1種 1万2,000円</u></p> <p>(2) <u>2種及び3種 1万円</u></p>

<p><b>第3条</b> (略)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p><u>1 この規程は、平成4年1月1日から施行する。</u> (<u>一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額</u>)</p> <p><u>2 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>	<p>(3) <u>4種及び5種 8,000円</u></p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>この規程は、平成4年1月1日から施行する。</u></p>
--	---

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

## 新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在しない場合には当該改正後部分を加え、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（概算払）</p> <p><b>第64条</b> 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 外国送金手数料</u></p> <p>（契約書の作成）</p> <p><b>第184条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講ずるときは、同項に規定する契約書の作成及び交換を行ったものとみなす。</u></p> <p>（契約書の作成を省略できる場合）</p> <p><b>第185条</b> 次の各号の一に該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。ただし、次年度以降において支出が予定される場合及び概算払（<u>外国送金手数料を除く。</u>）、前金払又は部分払の特約をする場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 （略）</p> <p>（契約保証金）</p> <p><b>第186条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（概算払）</p> <p><b>第64条</b> 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>（契約書の作成）</p> <p><b>第184条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（契約書の作成を省略できる場合）</p> <p><b>第185条</b> 次の各号の一に該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。ただし、次年度以降において支出が予定される場合及び概算払、前金払又は部分払の特約をする場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 （略）</p> <p>（契約保証金）</p> <p><b>第186条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p>

3 予算執行職員は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。)第167条の5第1項の規定により別に病院局長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に県、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(7) (略)

4 (略)

(契約書等の作成)

第221条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 第3項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講ずるときは、同項に規定する契約書の作成及び交換を行ったものとみなす。

別表第4 (第12条関係)

資産

科目				コード 番号	備考
款	項	目	節		
(略)					
	(略)			(略)	(略)
投資その他資産					

3 予算執行職員は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。)第167条の5第1項の規定により別に病院局長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に県、国(公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(7) (略)

4 (略)

(契約書等の作成)

第221条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

別表第4 (第12条関係)

資産

科目				コード 番号	備考
款	項	目	節		
(略)					
	(略)			(略)	(略)
投資その他資産					

	長期前払消費税			06010202	資産に係る控除対象外消費税額の全部又は一部
	長期貸付金			06020202	返済期日が貸借対象日から起算して1年以上の貸付金
	貸倒引当金			06030202	長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	その他投資			06040202	電話債権その他上記以外の投資
	基金			06050202	条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	長期前払消費税			06010202	資産に係る控除対象外消費税額の全部又は一部
	長期貸付金			06020202	返済期日が貸借対象日から起算して1年以上の貸付金
	貸倒引当金			06030202	長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	その他投資			06040202	電話債権その他上記以外の投資
	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和5年3月31日から施行する。



企業局管理規程

**新潟県企業局管理規程第1号**

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県企業管理者 榊 澤 尚

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年新潟県企業局管理規程第11号）は、廃止する。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員給与規程(昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等(以下「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第2条</b> 職員の給与は、次項から第5項まで及び第3条から第7条までに規定するもののほか、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)及び特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号)、<u>職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)、職員の修学部分休業に関する条例(平成17年新潟県条例第8号)及び職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年新潟県条例第30号)</u>中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第8条第1項及び第9条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第9条第3項中「任命権者は、第1項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第1項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の2及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第8条第4項中「(同法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「(地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><b>第2条</b> 職員の給与は、次項から第5項まで及び第3条から第7条までに規定するもののほか、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)及び特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号)及び<u>職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)</u>中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第8条第1項及び第9条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第9条第3項中「任命権者は、第1項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第1項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の2及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第8条第4項中「(同法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「(地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第</u></p>



4 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「22万3,200円」とする。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 前8項及び第4条から第7条までに定めるもののほか、技能労務職員の給与及び通勤に係る費用弁償については、普通職員のうち、行政職給料表適用職員の例による。

**第4条** 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとし、支給を受ける者の範囲及び額は、別表第5のとおりとする。

(1)・(2) (略)

**第6条** 管理又は監督の職にある職員のうち一般職員給与条例第24条の2第1項の規定の例により管理職手当を支給する職員の職の範囲は、別表第6に掲げる職とする。

2～6 (略)

**附 則**

1・2 (略)

3 当分の間、技能労務職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員に属する職務の級並びに同条第5項及び第6項の規定により当該職員に受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

**別表第5**（第4条関係）

1 危険作業手当

1 (略)

2 前項の手当の額及び作業の区分は、次のとお

28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された技能労務職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、22万3,200円とする。

5 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第3項の規定の例によるものとする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9

10 前9項及び第4条から第7条までに定めるもののほか、技能労務職員の給与及び通勤に係る費用弁償については、普通職員のうち、行政職給料表適用職員の例による。

**第4条** 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとし、支給を受ける者の範囲及び額は、別表第5のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 年末年始勤務手当

**第6条** 管理又は監督の職にある職員のうち管理職手当を支給する職員の職の範囲は、別表第6に掲げる職とする。

2～6 (略)

**附 則**

1・2 (略)

**別表第5**（第4条関係）

1 危険作業手当

1 (略)

2 前項の手当の額及び作業の区分は、次のとお

<p>りとする。                  1号～7号 (略)                  8号 310円 ((5)については、1泊あたり800円。<u>(積雪等により陸路の通行ができない期間においては、1泊あたり970円。)</u>(6)については、1,000円)                  (1)～(4) (略)                  (5) 猿田ダム、胎内第一ダム又は胎内第二ダムを直接管理する業務 (2泊以上連泊した場合に限って支給する。)                    (6) (略)                  3・4 (略)                  2 (略)</p>	<p>りとする。                  1号～7号 (略)                  8号 310円 ((5)については、1泊あたり800円。(6)については、1,000円)                  (1)～(4) (略)                  (5) 猿田ダム、胎内第一ダム又は胎内第二ダムを直接管理する業務 (2泊以上連泊した場合に限って<u>支給することとし、年末年始勤務手当が支給される日については、支給しない。</u>)                  (6) (略)                  3・4 (略)                  2 (略)                  3 <u>年末年始勤務手当</u>                  1 <u>年末年始勤務手当は、発電管理センターに勤務する技術員 (ダム管理業務に従事する者に限る。)</u>が12月31日から翌年1月3日までの間に<u>正規の勤務時間を割り振られ、3日以上連続して宿泊を伴う勤務をした場合に支給する。</u>                  2 <u>前項の手当の額は、勤務1泊につき4,900円とする。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
 (暫定再任用職員の給料月額)

2 新潟県企業局企業職員給与規程第3条に規定する職員(以下「技能労務職員」という。)に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号)附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「22万3,200円」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常のと、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常のと」とする。

## 企業局訓令

## ◎新潟県訓令第1号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県企業管理者 権 澤 尚

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第2</b>（第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(9)の3（略） (9)の4 <u>個人情報ファイル簿の作成等</u>、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取をすること。 (9)の5・(10)（略）</p> <p><b>別表第4</b>（第13条の2関係） 事業所長共通専決事項 (1)（略） (2) <u>個人情報ファイル簿の作成等</u>、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取をすること。</p>	<p><b>別表第2</b>（第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(9)の3（略） (9)の4 <u>個人情報取扱事務の登録等</u>、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取をすること。 (9)の5・(10)（略）</p> <p><b>別表第4</b>（第13条の2関係） 事業所長共通専決事項 (1)（略） (2) <u>個人情報取扱事務の登録等</u>、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取をすること。</p>

## 人事委員会規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第2-119号

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則(昭和56年3月新潟県人事委員会規則第2-43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(委任事項) <b>第2条</b> 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1) <u>会計年度任用職員</u> の任免に関すること。 (2)～(6)の5 (略) (7) 事務局職員の次に掲げるものの承認等をする こと。 ア (略) イ <u>修学部分休業及び高齢者部分休業</u> ウ・エ (略) (8)～(34) (略)	(委任事項) <b>第2条</b> 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免に関すること。 (2)～(6)の5 (略) (7) 事務局職員の次に掲げるものの承認等をする こと。 ア (略) イ 修学部分休業 ウ・エ (略) (8)～(34) (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第2-120号**

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県人事委員会規則第2-91号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会訓令

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
<b>別表第1（第3条、第9条関係）</b>		<b>別表第1（第3条、第9条関係）</b>	
事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの（○印）	事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの（○印）
(1)～(4) (略)	(略)	(1)～(4) (略)	(略)
(5) <u>事務局職員の昇給並びに昇格及び降格の決定</u> をすること。		(5) 事務局職員の <u>昇給及び昇格</u> の決定をすること。	
(6)～(18) (略)		(6)～(18) (略)	
<b>別表第2（第5条関係）</b>		<b>別表第2（第5条関係）</b>	
課長専決事項		課長専決事項	
人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの	人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの
(1)～(4) (略)	(1)～(7) (略)	(1)～(4) (略)	(1)～(7) (略)
(5) <u>個人情報ファイル簿の作成等</u> 、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。	(7)の2 課長並びに課長相当職の職員及び課長補佐の次に掲げるものの承認等を行うこと。 ア 地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業（以下「部分休業」という。）（課長の5日以上ものを除く。） イ <u>修学部分休業及び高齢者部分休業</u> （課長の5日以上ものを除く。）	(5) <u>個人情報取扱事務の登録等</u> 、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。	(7)の2 課長並びに課長相当職の職員及び課長補佐の次に掲げるものの承認等を行うこと。 ア 地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業（以下「部分休業」という。）（課長の5日以上ものを除く。） イ 修学部分休業（課長の5日以上ものを除く。）
	(8)～(20) (略)		(8)～(20) (略)
<b>別表第3（第6条関係）</b>		<b>別表第3（第6条関係）</b>	
課長補佐専決事項		課長補佐専決事項	
人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの	人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの
(略)	(1)～(5)の4 (略)	(略)	(1)～(5)の4 (略)
	(6) 事務局職員（課長補佐以上の者を除く。）の部分休業、		(6) 事務局職員（課長補佐以上の者を除く。）の部分休業及

修学部分休業及び高齢者部分休業の承認等を行うこと。 (7) (略)	び修学部分休業の承認等を行うこと。 (7) (略)
--------------------------------------	------------------------------

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第1号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定による、口頭により開示請求をすることができる個人情報を定める告示（平成17年7月新潟県人事委員会告示第4号）は、令和5年3月31日限りで廃止する。

令和5年3月28日

新潟県人事委員会  
委員長 氏 家 信 彦

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第1号

新潟県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県代表監査委員 八 木 浩 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1号様式（第2条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     行政文書公開請求書                      (略)  <u>新潟県監査委員</u> 様                      (略)                 </div> <p><b>第2号様式（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     意見照会書                      (略)                      (略) <u>新潟県監査委員</u> </div> <p><b>別紙</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     意見書                      (略)  <u>新潟県監査委員</u> 様                      (略)                 </div>	<p><b>第1号様式（第2条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     行政文書公開請求書                      (略)  <u>新潟県代表監査委員</u> 様                      (略)                 </div> <p><b>第2号様式（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     意見照会書                      (略)                      (略) <u>新潟県代表監査委員</u> </div> <p><b>別紙</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     意見書                      (略)  <u>新潟県代表監査委員</u> 様                      (略)                 </div>

教育委員会告示

## ◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) <u>定年前再任用 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p><u>(23) 暫定再任用 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>又は同法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)<u>の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p>(教諭及び養護教諭、栄養教諭の採用)</p> <p>第6条 <u>教諭、養護教諭及び栄養教諭</u>の採用は、当該年度の「新潟県公立学校教員採用選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>(再任用)</p> <p>第23条 <u>再任用(第3条第22号又は第23号の規定により採用する場合をいう。以下同じ。)</u>は、希望する者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 <u>再任用者の職名は、校長、教諭、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、事務主幹、主査、主任及び主事</u>とする。</p> <p>(辞令書)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) <u>再任用 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用する場合をいう。</u></p> <p>(教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭の採用)</p> <p>第6条 <u>教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭</u>の採用は、当該年度の「新潟県公立学校教員採用選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>(再任用)</p> <p>第23条 <u>教職員の再任用</u>は、希望する者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 <u>再任用者の職名は、校長、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、事務主幹、主査、主任及び主事</u>とする。</p> <p>(辞令書)</p>



第24条 第3条第3号から第23号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。

ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

辞令書記入要領

I (氏名)欄の記入

第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。

II 略

III (発令事項)欄の記入

第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、在勤の順に、次例により記入する。

20 定年前再任用

(1) 教諭、養護教諭又は栄養教諭に定年前再任用する場合

(市町村)公立学校教員に定年前再任用する  
(職名)に補する  
教育職(二)2級に決定する  
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

年 月 日から

定年前再任用期間

年 月 日まで

第24条 第3条第3号から第22号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。

ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

辞令書記入要領

I (氏名)欄の記入

第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏を記入する。

II 略

III (発令事項)欄の記入

第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、在勤の順に、次例により記入する。

20 再任用

(1) 校長に再任用する場合

(市町村)公立学校校長に再任用する  
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校長に補する  
教育職(二)4級に決定する

年 月 日から

期間

年 月 日まで

(2) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合

(市町村)公立学校教員に再任用する  
(職名)に補する  
教育職(二)2級に決定する  
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる  
(市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる

年 月 日から

期間

年 月 日まで

注 特別支援学校の場合

校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

(3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合

(市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する

(職名)に補する

学校栄養職〇級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)

年 月 日から

期間

年 月 日まで

(4) 事務主幹、主査、主任又は主事に再任用する場合

(市町村)公立学校学校事務職員に再任用する

(職名)に補する

行政職〇級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

年 月 日から

期間

年 月 日まで

注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。

(5) 再任用の任期を更新する場合

再任用の任期を 年 月 日まで更新する

(6) 再任期の任期の満了

再任用の任期の満了により退職した

注 特別支援学校の場合

校長・教諭・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

(2) 栄養主査又は学校栄養職員に定年前再任用する場合

(市町村)公立学校学校栄養職員に定年前再任用する

(職名)に補する

学校栄養職〇級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

年 月 日から

定年前再任用期間

年 月 日まで

(3) 事務主幹、主査、主任又は主事に定年前再任用する場合

(市町村)公立学校学校事務職員に定年前再任用する

(職名)に補する

行政職〇級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

年 月 日から

定年前再任用期間

年 月 日まで

注 定年前再任用する場合は、職の末尾に「(週〇時間勤務)」を加える。

(4) 定年前再任用の任期の満了

定年前再任用の任期の満了により退職した

21 暫定再任用

(1) 校長に暫定再任用する場合

(市町村)公立学校校長に暫定再任用する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校校長に補する

教育職(二)4級に決定する

年 月 日から

暫定再任用期間

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで

(2) 教諭、養護教諭又は栄養教諭に暫定再任用する場合

(市町村)公立学校教員に暫定再任用する

(職名)に補する

教育職(二)2級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から

暫定再任用期間

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで

注 特別支援学校の場合

校長・教諭・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

(3) 栄養主査又は学校栄養職員に暫定再任用する場合

(市町村)公立学校学校栄養職員に暫定再任用する

(職名)に補する

学校栄養職〇級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から

暫定再任用期間

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで

(4) 事務主幹、主査、主任又は主事に暫定再任用する場合

(市町村)公立学校学校事務職員に暫定再任用する

(職名)に補する

行政職〇級に決定する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から

暫定再任用期間

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで

注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として暫定再任用する場合は、職の末尾に「(週〇時間勤務)」を加える。

(5) 暫定再任用の任期を更新する場合

暫定再任用期間を \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで更新する

(6) 暫定再任用の任期の満了

暫定再任用の任期の満了により退職した



◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料及び諸手当)</p> <p><b>第8条</b> 臨時職員のうち、講師、助教諭及び養護助教諭（以下「教員相当臨時職員」という。）の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 給料（教職調整額を含む。）は正規教職員の例による。ただし、<u>当該職員が60歳に達した日</u>後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額については、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第5条第1項第1号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給を超えることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(給料及び諸手当)</p> <p><b>第8条</b> 臨時職員のうち、講師、助教諭及び養護助教諭（以下「教員相当臨時職員」という。）の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 給料（教職調整額を含む。）は正規教職員の例による。ただし、給料月額については、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第5条第1項第1号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給を超えることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規程の施行の前日に採用され、その採用期間の末日が本規程の施行の日以後である臨時職員については、施行日に採用されたものとみなして第8条第1項の規定を適用する。

新潟県教育委員会告示第5号

県立学校

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>定年前再任用 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用することをいう。</u></p> <p>(22) <u>暫定再任用 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は同法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用する場合をいう。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) 再任用 地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。</u></p>

(辞令書)

第16条 第3条第3号から第22号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(別記様式)

辞令書記入要領

I (氏名) 欄の記入

規程第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。

II (略)

III (発令事項) 欄の記入

規程第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上覧から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。

1～18 (略)

19 定年前再任用

(1) 教諭、講師、養護教諭、実習助手又は栄養教諭に定年前再任用する場合

新潟県公立学校教員に定年前再任用する

〇〇(週〇時間勤務)に補する

教育職〇級に決定する

新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる

〇〇課程担当を命ずる

期間 年 月 日から

年 月 日まで

(2) 定年前再任用の任期を更新する場合

定年前再任用の任期を 年 月 日まで更新する

(3) 定年前再任用の任期の満了

定年前再任用の任期の満了により退職した

20 暫定再任用

(1) 校長、教諭、講師、養護教諭、実習助手又は栄養教諭に暫定再任用する場合

新潟県公立学校△△に暫定再任用する

〇〇に補する

教育職〇級に決定する

新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる

〇〇課程担当を命ずる

期間 年 月 日から

年 月 日まで

注 短時間勤務職員として暫定再任用する場合は、職の末尾に(週〇時間勤務)を加える。

(2) 暫定再任用の任期を更新する場合

(辞令書)

第16条 第3条第3号から第21号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(別記様式)

辞令書記入要領

I (氏名) 欄の記入

規程第3条第3号から第21号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。

II (略)

III (発令事項) 欄の記入

規程第3条第3号から第20号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上覧から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。

1～18 (略)

19 再任用

(1) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合

新潟県公立学校教員に再任用する

〇〇に補する

教育職2級に決定する

新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を命ずる

〇〇課程担当を命ずる

期間 年 月 日から

年 月 日まで

注 短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に(週〇時間勤務)を加える。

(2) 再任用の任期を更新する場合

再任用の任期を 年 月 日まで更新する

(3) 再任用の任期の満了

再任用の任期の満了により退職した

暫定再任用の任期を 年 月 日まで更新する (3) 暫定再任用の任期の満了 暫定再任用の任期の満了により退職した	
--	--

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給料及び諸手当) <b>第5条</b> 臨時職員の給料（教職調整額を含む。）は、定数内職員の例による。ただし、 <u>当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第6条第1項第3号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給の給料月額を超えることができない。</u> (略) 2 (略)	(給料及び諸手当) <b>第5条</b> 臨時職員の給料（教職調整額を含む。）は、定数内職員の例による。ただし、給料月額については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第6条第1項第3号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給を超えることができない。 (略) 2 (略)

附 則

この規程の施行の前日に採用され、その採用期間の末日が本規程の施行の日以後である臨時職員については、施行日に採用されたものとみなして改正後の第5条第1項の規定を適用した場合の給料月額を支給することができる。

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調和を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

令和5年3月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第4条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

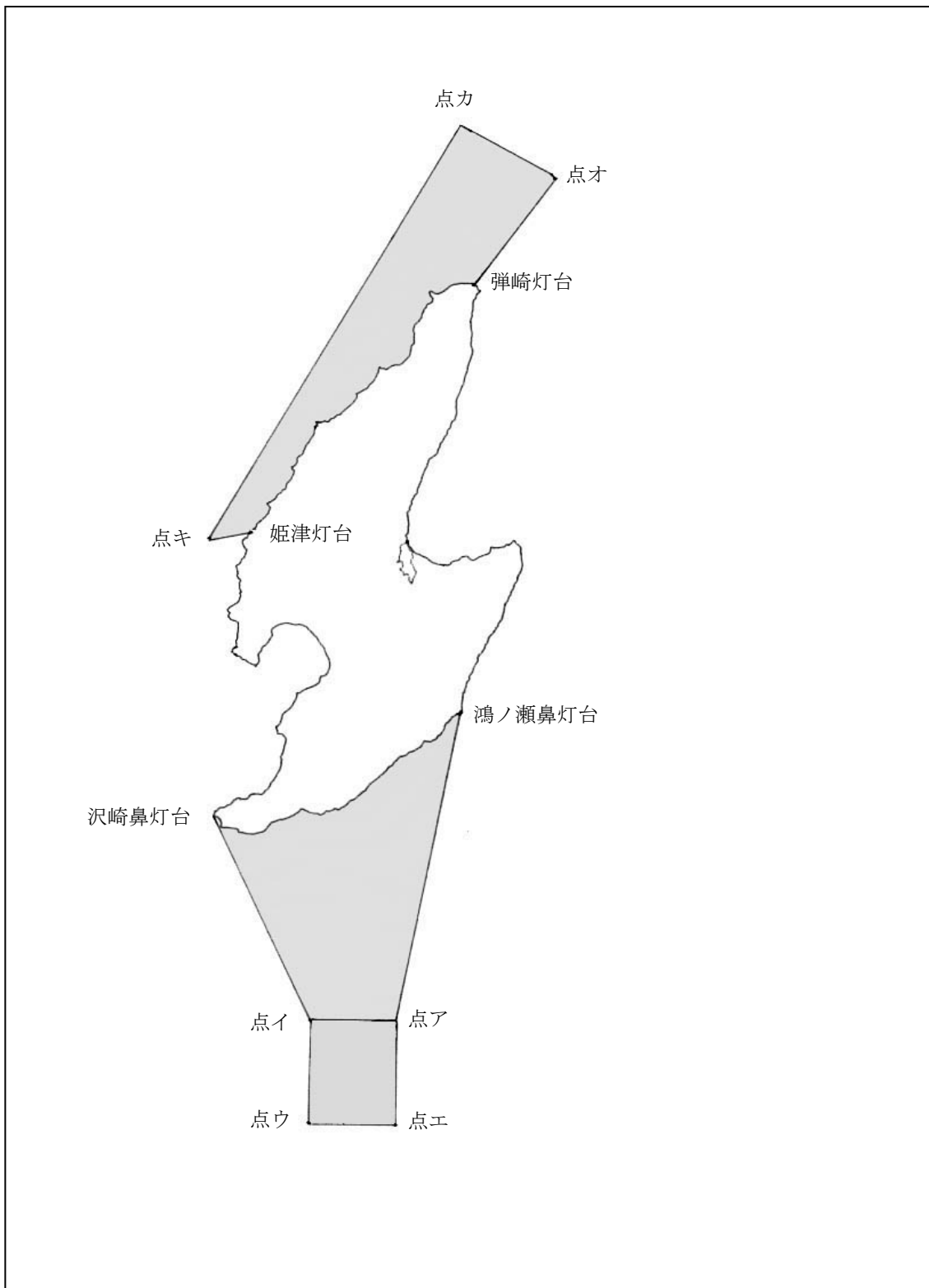
令和5年3月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子



1 禁止区域	<p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p>① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分</p> <p>エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p>② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>オ 北緯38度26分、東経138度37分</p> <p>カ 北緯38度29分、東経138度30分</p> <p>キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(6) 共同漁業権佐共第5号（佐渡市姫津地先）内の船だまり内のまき餌使用禁止</p>
2 漁具制限	<p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め（ただし禁止区域あり）、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <p>1) 佐共第5号（佐渡市姫津地先）</p> <p>2) 佐共第19号（佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕨場地先）</p> <p>3) 佐共第37号（平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先）</p> <p>4) 佐共第38号（佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先）</p>

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域



◎佐渡海区漁業調整委員会指示第3号

小規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり禁止する。

なお、指示の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和5年3月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

## 1 禁止海域

次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から217度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）1,420メートルの点

点イ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から227度00分2,340メートルの点

点ウ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から268度50分2,765メートルの点

点エ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から272度00分1,695メートルの点

付記

- 1 この指示は、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

## ◎佐渡海区漁業調整委員会指示第4号

大規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐渡市姫津地先及び高千地先沖合海域に造成された大規模増殖場における「ヤリイカ」の幼稚仔保護育成を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり制限する。

なお、指示の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和5年3月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

## 1 禁止する行為

- (1) 刺網を用いてする水産動植物の採捕（周年）
- (2) ヤリイカ採捕を目的として4月1日から4月30日および1月1日から3月31日までにを行う一切の行為

## 2 禁止海域

## (1) 姫津地先沖合海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市北狄大崎灯台から260度00分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）2,100メートルの点

点イ 佐渡市北狄大崎灯台から295度00分1,350メートルの点

点ウ 佐渡市北狄大崎灯台から318度30分2,000メートルの点

点エ 佐渡市北狄大崎灯台から349度30分2,450メートルの点

点オ 佐渡市北狄大崎灯台から14度00分2,180メートルの点

点カ 佐渡市北狄大崎灯台から339度30分1,290メートルの点

点キ 佐渡市北狄大崎灯台から308度30分470メートルの点

点ク 佐渡市北狄大崎灯台から241度30分1,350メートルの点

## (2) 高千地先沖合海域

次に掲げるケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タの各点を順次結んで、ケに至る各直線によって囲まれた海域

点ケ 佐渡市高千入崎灯台から244度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）4,600メートルの点

点コ 佐渡市高千入崎灯台から249度00分3,300メートルの点

点サ 佐渡市高千入崎灯台から262度30分2,950メートルの点

点シ 佐渡市高千入崎灯台から284度00分2,200メートルの点

点ス 佐渡市高千入崎灯台から279度00分1,200メートルの点

点セ 佐渡市高千入崎灯台から250度00分2,100メートルの点

点ソ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分2,650メートルの点

点タ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分4,000メートルの点

## 収用委員会告示

## ◎新潟県収用委員会告示第1号

新潟県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年新潟県収用委員会告示第4号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月28日

新潟県収用委員会 会長 砂田 徹也

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章及び条の表示に下線が引かれた章及び条（以下この条において「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章及び条の表示及び追加章等の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p><u>第1章の2 遠隔操作型小型車の届出（第3条の2）</u></p> <p>第2章～第4章の2（略）</p> <p><u>第4章の3 特定自動運行の許可の申請等（第12条の7）</u></p> <p>第5章～第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p><b><u>第1章の2 遠隔操作型小型車の届出</u></b></p> <p><b><u>第3条の2 法第15条の3第1項の規定による届出は、新潟県警察本部交通部交通企画課長を経由しなければならない。</u></b></p> <p>（交通規制の対象から除外する車両）</p> <p><b>第7条</b> 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 車両の通行の禁止（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「<u>自転車及び歩行者等専用</u>」及び「<u>歩行者等専用</u>」を表示するもの並びにこれらに係る「<u>指定方向外進行禁止</u>」を表示するものによる車両の通行の禁止をいう。）の対象から除外する車両</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章～第4章の2（略）</p> <p>第5章～第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第3条（略）</p> <p>（交通規制の対象から除外する車両）</p> <p><b>第7条</b> 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 車両の通行の禁止（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「<u>自転車及び歩行者専用</u>」及び「<u>歩行者専用</u>」の標識並びにこれらに係る「<u>指定方向外進行禁止</u>」の標識で表示された車両の通行の禁止をいう。）の対象から除外する車両</p>

イ～チ (略)  
(3)・(4) (略)

第12条の6 (略)

**第4章の3 特定自動運行の許可の申請等**

**第12条の7** 次に掲げる申請、届出又は返納は、新潟県警察本部交通部交通企画課長を經由しなければならない。

(1) 法第75条の12第1項の許可の申請  
(2) 法第75条の16第1項の許可の申請  
(3) 法第75条の16第3項又は第4項の届出  
(4) 規則第9条の19第2項本文の規定による許可証の再交付の申請  
(5) 規則第9条の38第1項又は第3項の規定による許可証の返納

2 前項第5号の返納は、許可証返納書（別記様式第7の8の2）及び許可証を提出して行わなければならない。

別表第2（第7条の3関係）

道路名	区間
(略)	
一般国道253号	南魚沼市余川2876番1から南魚沼市美佐島3364番8まで
一般国道253号	上越市大字戸野目古新田字野畔131番2から上越市大字下野田1753番まで
(略)	
市道東6-94号線	(略)
市道卸新町線	新潟市東区竹尾卸新町761番5から新潟市東区竹尾636番17まで
(略)	

イ～チ (略)  
(3)・(4) (略)

第12条の6 (略)

別表第2（第7条の3関係）

道路名	区間
(略)	
一般国道253号	南魚沼市余川2876番1から南魚沼市美佐島3364番8まで
(略)	
市道東6-94号線	(略)
(略)	

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。  
別記様式第7の8の次に次の1様式を加える。

別記様式第7の8の2 (第12条の7関係)

年      月      日	
新潟県公安委員会 殿	
返納者 氏名又は名称  住所又は所在地	
許 可 証 返 納 書	
第1項 道路交通法施行規則第9条の38                      の規定により許可証を返納します。 第3項	
許可を受けた者の 氏名又は名称	
許可を受けた者の 住所又は所在地	
許 可 証 番 号	第                      号
返 納 事 由 の 発 生 年 月 日	年              月              日
返 納 事 由	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



**新潟県公安委員会規則第6号**

新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則

新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別記様式第7号（第7条関係）</b> （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (略)                      駐車監視員資格者講習受講申込書                      (略)                 </div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</li> </ul> <p>(略)</p> </div>	<p><b>別記様式第7号（第7条関係）</b> （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (略)                      駐車監視員資格者講習受講申込書                      (略)                 </div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</li> </ul> <p>(略)</p> </div>

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**新潟県公安委員会規則第7号**

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年新潟県公安委員会規則第5号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**警察本部告示**

**◎新潟県警察本部告示第21号**

新潟県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年2月新潟県警察本部告示第1号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月28日

新潟県警察本部長 山田 知裕

正 誤

令和5年2月3日付け新潟県人事委員会規則第6-1894号（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則）

46ページの

「1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。」

は

「1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。」

の、

「この規則は、平成4年4月1日から施行する。」

は

「この規則は、平成4年1月1日から施行する。」

の誤り。